

答申第155号

(諮問第176号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年7月25日付けで行った公文書非公開決定処分については、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和7年7月11日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ①7月3日付けで報道された〇〇〇〇〇〇〇（〇〇氏）の自転車酒気帯び運転につき、その経緯から処分に至るまでの時系列が分かるもの
- ②〇〇氏の事件当時の状況及び7月1日の記者とのやり取りが記載されたもの。特に、〇〇氏が、合同新聞の記者から、どういった証拠を突き付けられ、所属に報告する決心をしたのか分かるもの
- ③合同新聞の記者が、本件に関する情報をどこから入手したのか分かるもの

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書を「記者発表資料」及び「処分検討資料」並びに「事情聴取記録」の3つを特定した。

3 実施機関の決定

実施機関は、次の決定を行い、令和7年7月25日付けで審査請求人に通知した。

- (1)「記者発表資料」についてはその全部を公開とする決定
- (2)「処分検討資料」及び「事情聴取記録」は、条例第7条第5号ニに該当するとし、その全部を非公開とする決定（以下「本件非公開決定処分」という。）

なお、第2の1項②のうち「特に、〇〇氏が、合同新聞の記者から、どういった証拠を突き付けられ、所属に報告する決心をしたのか分かるもの」及び同項③については、「県では把握しておらず、存在しない」とし、(2)とあわせて、非公開とする決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件非公開決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和7年10月7日付けで、実施機関に対して審

査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

第2の1項の公文書公開請求内容のうち、①及び②の非公開とされたものについて、公開するよう求める。

2 審査請求の理由

本件の非公開理由として「公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれ」を挙げているが、県がどのような具体的支障を想定しているかは明らかでなく、理由として抽象的かつ不十分である。〇〇〇〇〇〇〇（〇〇氏）は県政の幹部職員であり、公務員として高い説明責任を負う立場にあった。その者が飲酒運転で検挙された事案は、県政に対する信頼に直結するものであり、県民の知る権利の対象である。既に報道により事件の存在は公知となっており、当該情報を公開しても人事の公正さや円滑な運営に支障を及ぼすとは考え難い。むしろ、行政対応の経過を明らかにすることこそ、県政の透明性を高め、再発防止に資するものである。よって、本件の非公開決定は妥当でない。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件非公開決定処分の対象公文書は、「処分検討資料」及び「事情聴取記録」である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

（1）条例第7条第5号ニの該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、具体的には、同号ニにおいて、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本件対象公文書のうち、「処分検討資料」については、懲戒処分対象者に対する懲戒処分に至るまでの事実の概要の他、量定の検討といった意思形成過程が記載された内部資料である。

仮に、その検討過程を外部に公開した場合、将来的に同様の事案が発生した場合において、率直な事実関係の申告や証拠の提供、また、処分検討者に心理的な影響を与え、処分量定に関する多角的な検討が阻害され、これにより公正かつ円

滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

次に、「事情聴取記録」については、総務部人事課職員が、懲戒処分を検討するにあたり、懲戒処分対象者（今回は〇〇）から、7月1日の記者とのやり取りのほか、処分対象事案に至った経緯を聴取した内容が記載されている。こうした事情聴取では、懲戒処分の公正な判断に資するため、懲戒処分対象者が率直に事実を述べるのが極めて重要である。

仮に、意見聴取された内容が外部に公開されることを前提とした場合、今後、懲戒処分対象者は、不利益を恐れ、真実を供述することを躊躇又は拒否するおそれがある。その結果、事実関係の徹底した解明・把握が困難となり、懲戒処分の公正性・適正性が損なわれ、今後、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第7条第5号ニに該当するものと判断される。

3 審査請求の理由に対する反論について

事案の重要性から、処分後速やかに記者会見を開き、本件の懲戒処分内容や要旨、経緯等について説明をしておき、行政としての説明責任は果たされていると考える。公表した情報の基礎となる、「処分検討資料」や「事情聴取記録」は、行政内部における自由闊達な議論や率直な意思表示が不可欠であり、全てを公開する性質のものではない。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

対象文書は原則として開示されるべきである。処分の判断に直接関係する評価や意見、推論などは黒塗りで差し支えない。他方、事実関係に関する部分は、個人が特定されない範囲で開示されたい。本件の非公開理由として「開示により率直な供述や内部の議論が萎縮し、人事の公正かつ円滑な運用に支障が生じるおそれがある」と主張しているが、一般的な危惧の提示にとどまり、対象文書のどの記載を開示すると、誰が、どの場面で、どの程度の支障が現実的に生じ得るのかという具体的な示し方がない。非公開を正当化するには、対象文書の各部分について、具体的かつ現実的な当てはめが必要である。

幹部職員による飲酒運転という重大な不祥事であり、県民の信頼回復と再発防止に直結する。既に報道により事案の存在は公知となっており、非公開により保護される必要性は低い。

処分判断に関する部分は黒塗りでよい。一方で、客観的事実（事件当日の行動経過、記者とのやり取り、報告に至った経緯等の対外説明の記録）は氏名など個人が特定される細目を除けば、開示しても人事運用に具体的な支障は生じない。

個別識別子の黒塗りに、処分判断の核心部分の非公開を前提としつつ、客観的事実を明らかにすることには、具体的な公益がある。即ち、同種事案に対する規律と運

用の予知可能性が高まり、説明責任の履行が担保され、後日の検証により運用の一貫性と妥当性が点検可能となる。結果として、不適切事案の抑止と再発防止に資する。必要最低限の保護を前提とする当該範囲の開示は、人事の公正や円滑性に具体的支障を生ぜしめず、むしろ公務運営への信頼確保に資する。

本件非公開決定は必要最低限の原則を欠き、具体的な支障の疎明も不十分である。よって、対象文書の原則開示、少なくとも客観的事実部分の開示を求める。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件非公開決定処分の対象公文書は、以下の2つである。

- (1) 「処分検討資料」 処分を決定するための協議用として作成した資料
- (2) 「事情聴取記録」 懲戒処分の要否及びその量定を検討するため、当該職員から経緯等について聴取した記録

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

- (1) 条例第7条第5号ニについて

条例第7条第5号本文は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めており、同号ニにおいて、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

- (2) 条例第7条第5号ニ該当性について

ア 「処分検討資料」について

実施機関は、被処分者に対する懲戒処分に至るまでの事実の概要及び量定検討の意思形成過程が記載された資料で、仮にその検討過程を外部に公開した場合、将来的に同様事案において、率直な事実申告や証拠提供に対する心理的抑制が生じ、処分量定に関する多角的検討が阻害され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

当審査会が本資料を見分したところ、被処分者の履歴、事案の概要、処分基準、他県の状況、処分の検討案、再発防止策等が記載されていることが認められた。

本資料は懲戒手続過程で作成された文書であり、通常、処分決定前の意思形成過程は人事担当者以外には明らかにされていない。懲戒処分は人事権の行使であり、決定前の意思形成過程が公開されれば、未成熟な段階の行政内部の検討情報が外部提供されることとなり、県民に無用な混乱や誤解を招くおそれがあるなど、行政運営上の不利益が生じる。

したがって、条例第7条第5号ニに該当する。

イ 「事情聴取記録」について

実施機関は、人事課職員が処分対象事案に至った経緯を被処分者から聴取した内容が記載されており、懲戒処分の公正な判断には、被処分者の率直な事実供述

が不可欠で、仮に意見聴取内容が公開される場合、被処分者は不利益を恐れて真実を供述することを躊躇又は拒否するおそれがあり、その結果、事実解明が困難となり、懲戒処分の公正性・適正性が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

当審査会が本記録を見分したところ、人事担当者が被処分者の聴取を行い、そのやり取りが記載されていることが認められた。

処分決定にあたり、被処分者からの聴取は極めて重要な手法である。本聴取は、供述内容を限定的にのみ使用することで実施されたもので、人事部門と被処分者との間に一定の信頼関係が存在する。これを公表すれば、人事部門との関係が破壊されるほか、同種の事案において、被処分者や関係者が聴取での事実を述べることに消極的になれば、懲戒処分の決定に必要な具体的・客観的事実が十分に得られなくなるおそれがあり、懲戒処分事案の全容解明が妨げられ、公正な懲戒処分に支障が生じる。

したがって、条例第7条第5号ニに該当する。

(3) 条例第7条第1号について

実施機関は、条例第7条第5号ニの該当性のみ主張しているが、情報の公開にあたっては、個人に関する情報の保護に最大限配慮する必要があるため、条例第7条第1号の該当性についても検討する。

ア 条例第7条第1号は、個人に関する情報について、特定の個人を識別できるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として定めている。

ただし、同号ただし書ハにより、公務員等の「職務遂行に係る情報」は公開対象とされる。

イ 「職務遂行に係る情報」の範囲

公務員等が職務を遂行する場合における当該活動についての情報

(例:行政処分などの公権力の行使、職務としての会議出席・発言等をいい、職員の健康、休暇、身分取扱いに関する情報は含まれない。懲戒処分のように、職務に関連しても職務遂行には当たらない情報は含まれない。)

ただし、「懲戒処分等の公表基準」により公表される情報は公開される。

ウ 本件対象公文書の該当性

被処分者は公務員であるが、本件処分対象事案は勤務時間外の私生活上の行為である。よって、「職務遂行に係る情報」ではなく、個人の権利利益を害するおそれがある「個人に関する情報」に該当する。

(ア)「処分検討資料」について

当審査会が見分したところ「処分検討資料」には、職員の履歴・その他の処分等が記載されていることが認められた。それらは名誉にかかわる当該職員固有の情報であり、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものであるため、個人に関する情報に

該当する。

したがって、条例第7条第1号に該当する。

(イ)「事情聴取記録」について

病気等の要配慮個人情報を含むほか、家族関係など私生活の事実や情報が含まれていることが認められた。これを、みだりに公表されることは、プライバシーを侵害することになり、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第1号に該当する。

3 本件対象公文書の非公開決定の妥当性について

公文書公開制度は、非公開情報を除き原則公開を趣旨とするため、いずれも一部公開の必要性について検討する。

ア 「処分検討資料」の一部公開の要否

当該資料のうち、既に「記者発表資料」で公開済みの情報は公開できる。

しかし、それ以外の部分は、条例第7条第5号ニ又は第1号に規定する非公開情報に該当する。

結果として、当該資料の一部を公開する有意な情報は認められず、実益はないため、非公開決定は妥当である。

イ 「事情聴取記録」の一部公開の要否

本記録は、全体として条例第7条第5号ニ又は第1号に規定する非公開情報に該当するため、非公開決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月14日	諮 問
令和7年12月19日	事案審議（令和7年度第8回審査会）
令和8年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	事案審議（令和7年度第10回審査会）
令和8年3月31日	答申決定（令和7年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	

田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	